

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月31日
【計算期間】	第12期（自 平成23年9月21日 至 平成24年3月21日）
【ファンド名】	為替参照ファンド2006-03
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	諏訪部 広
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2842
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

資産のほぼ100%をS G A債に投資し、分配金収益を追求しつつ、参照為替レートが一定水準まで円高にならない場合の元本の確保を目指します。また、一定水準まで円安になった場合の早期償還を目指します。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、単位型投信／海外／その他資産（通貨）／特殊型（条件付運用型）に属するもので主としてS Gのグループ会社が発行する社債「S G A債」を主要投資対象とし、組入れ比率を高位に保ちます。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

<商品分類表>

単位型/追加型（※1）	投資対象地域（※2）	投資対象資産（収益の源泉）（※3）	補足分類（※4）
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産（通貨） 資産複合	インデックス型 特殊型 （条件付運用型）

（※1）単位型投信とは、当初募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。

（※2）投資対象地域による区分で海外とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（※3）投資対象資産による区分でその他資産とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。当ファンドでは、米ドル/円為替レートに連動したS G A債（債券）を実質主要投資対象とします。

（※4）補足分類で特殊型とは、目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産（※5）	決算頻度	投資対象地域（※6）	為替ヘッジ	特殊型（※7）
株式 一般/大型株/中小型株 債券 一般/公債/社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型/資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	あり なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート 型/絶対収益追求型 その他

（※5）投資対象資産による区分で債券（その他債券）とは、目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは米ドル/円為替レートに連動したS G A債（債券）を実質主要投資対象とします。

（※6）投資対象地域の北米とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（※7）特殊型区分で条件付運用型とは、目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

※商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページをご参照下さい。

<http://www.toushin.or.jp/>

③信託金の限度額

信託金額の限度額は150億円です。

④ファンドの特色

毎年の分配金と値上り益を追求します。

一定条件内は 元本確保

米ドル／円の為替レートが設定時の水準より、27円以上円高にならない限り、元本が早期又は満期償還されます。その他の場合、米ドル／円為替レートに連動します

年2回の決算日に 分配金を支払

1年目※600円、2年目150円、3年目100円、4年目以降50円の分配金が、1万口当り支払われる予定です。

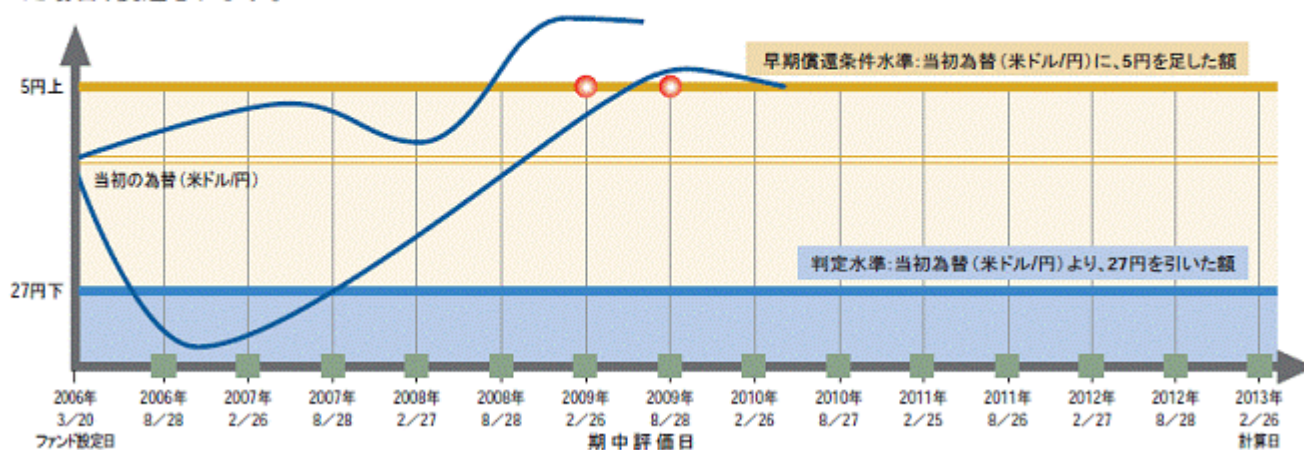
5円の円安で 早期償還

1年目経過以降、年2回の所定の評価日における米ドル／円の為替レートが設定時の水準より5円以上の円安の場合には、早期償還されます。

※分配金額は、課税前の金額です。また、表示している金額は、年2回決算により支払う予定額の合計です。

早期償還（元本確保）

それまでの期中評価日で、判定水準以上の円高かどうかにかかわらず、期中評価日に早期償還条件水準以上の円安になった場合、償還されます。

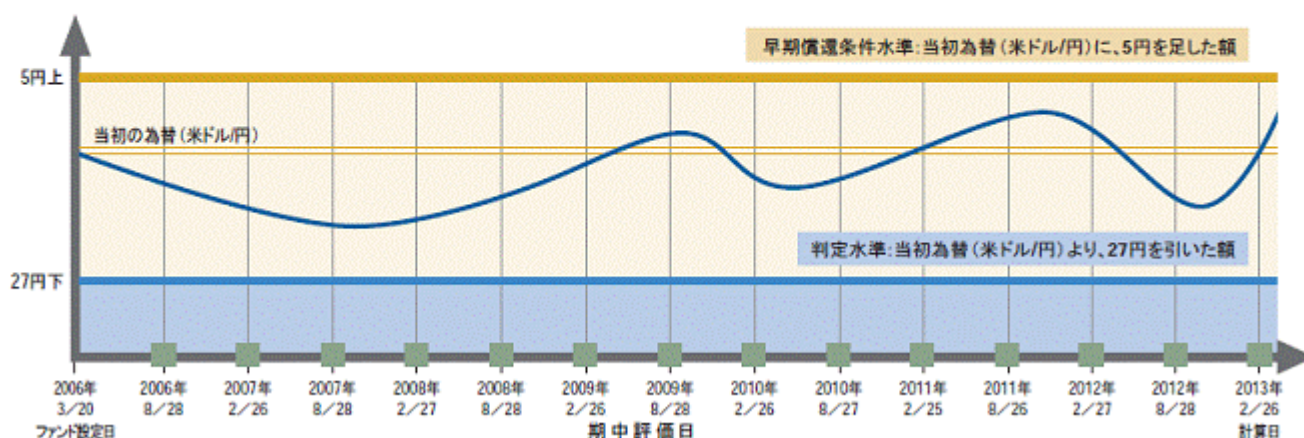


満期償還（投資元本を下回る場合があります。）

ケース
1

元本が確保される場合：期中評価日に判定水準以上の円高にならなかった場合。

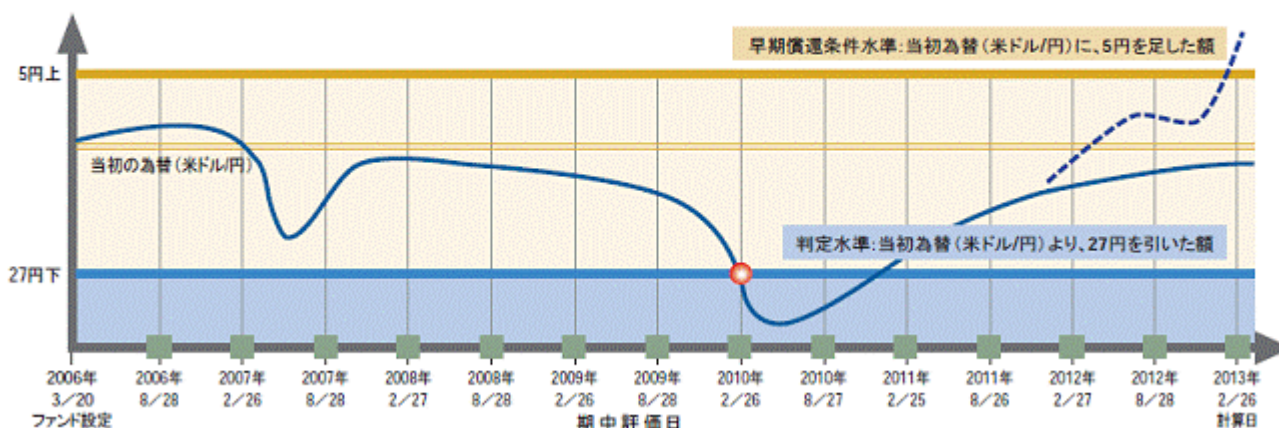
（いずれの期中評価日においても、参照為替が早期償還条件水準と判定水準の間にあった場合。）



ケース 2

元本が確保されない場合：期中評価日に判定水準以上の円高になった場合。

（いずれかの期中評価日において、参照為替が判定水準以上の円高になり、その後のいずれの期中評価日において、早期償還条件水準以上の円安とならなかった場合。）



1 条件付元本確保

満期償還：以下の条件に従って償還されます。

(1) 早期償還されなかった場合で、いずれの期中評価日においても、参照為替レートが一度も判定水準以下（「当初為替－27円」と同水準またはそれより円高）をつけなかった場合

1 券面額×100%

(2) 早期償還されなかった場合で、いずれかの期中評価日において、参照為替レートが一度でも判定水準以下（「当初為替－27円」と同水準またはそれより円高）をつけた場合

1 券面額×100%×計算日為替÷当初為替

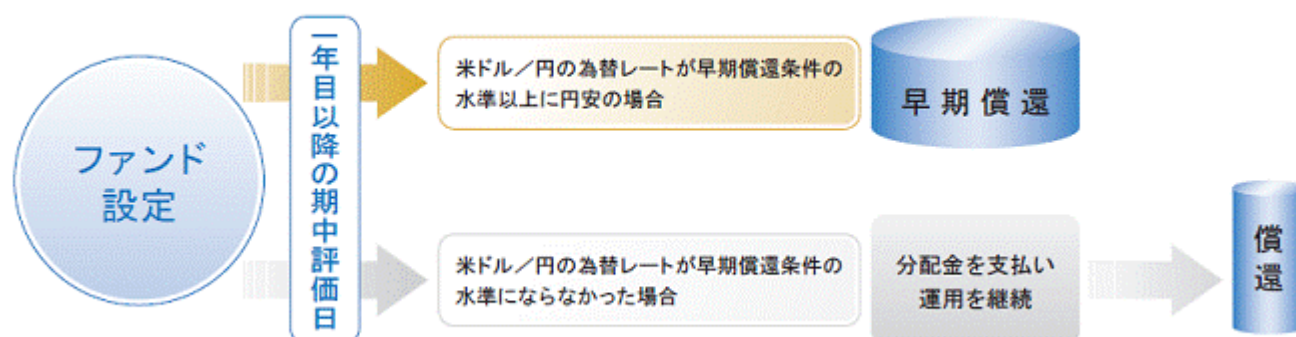
早期償還条項：期中評価日（但し、第1回目と最終の評価日は除く）の参照為替レートが早期償還条件水準以上（「当初為替＋5円」と同水準またはそれより円安）になった場合は以下の条件に従って、早期償還されます。

1 券面額×100%

2 年2回の決算日に一定の分配金の支払い

- 償還まで年2回の毎決算日に、1年目600円、2年目150円、3年目100円、4年目以降50円の分配金が、1万口当り支払われる予定です。（分配金額は、課税前の金額です。また、表示している金額は、年2回決算により支払い予定額の合計です）
- 決算日は毎年3月20日と9月20日です（休業日の場合は翌営業日）。

ファンド全体のイメージ



ファンドの期間と分配金の仕組み

- 早期償還の判定は、評価日の米ドル／円の為替レートの水準によります。
（初回の期中評価日と最終評価日は判定水準以上の円高かどうかの判定のみをしますので、当初1年間は早期償還されません。）
- 年2回の決算日に分配金が支払われる予定です。

ファンド設定日	1年		2年		3年		4年		5年		6年		7年		満期償還
	300円	300円	75円	75円	50円	50円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	
2006年 3/20	2006年 9/20	2007年 3/20	2007年 9/20	2008年 3/21	2008年 9/22	2009年 3/23	2009年 9/22	2010年 3/23	2010年 9/21	2011年 3/22	2011年 9/20	2012年 3/21	2012年 9/20	2013年 3/21	

分配金額は、為替や金利の変動によって変わることはありません。
分配金額は、1万円当りの金額です。（基準価額や投資金額に対する額ではありません。）
分配金額は、税引前を表示しております。預金ではありませんので、投資信託の税制が適用になります。
決算日は、日本の休業日の場合、翌営業日となります。また休日の変更等により変更となる場合があります。

ファンドは、原則として、SGA ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V. が発行する社債、「SGA 債」を主要投資対象とし、組み入れ比率を高位に保ちます。



SGA 債

発行体:SGA ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V. (SGA Société Générale Acceptance N.V.)

- ソシエテ ジェネラルの100%子会社です。ソシエテ ジェネラルがその債務履行を保証します。

債券の種類:ユーロ円建て・利付債券満期 約7年

- 「SGA 債」は、ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムにもとづき発行される社債です。
- 「SGA 債」の利息収入は、信託報酬等を差引いた後、ファンドの分配金に充てられます。

債券の性格

【早期償還される場合】

- 期中評価日の参照為替レートが早期償還条件水準以上（「当初為替+5円」と同水準またはそれより円安）になった場合、（それ以前の期中評価日において参照為替レートが判定水準以上の円高になっていたかいないかを問わず）、元本100%を確保して早期償還されます。

【満期償還される場合】

- 早期償還されなかった場合で、期中評価日の参照為替レートが、一度も判定水準以下（「当初為替-27円」と同水準またはそれより円高）にならなかった場合、元本100%を確保して満期償還されます。
- 早期償還されなかった場合で、期中評価日の参照為替レートが、一度でも判定水準以下（「当初為替-27円」と同水準またはそれより円高）になった場合、米ドル/円為替レートに連動した償還（元本100%×計算日為替÷当初為替）となります。

※この場合、償還額は投資元本を下回る場合があります。

※計算日為替:計算日(2013年2月26日)の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート(ロイターページJPNUミッドレート参照)

＜ＳＧＡ債の概要＞

当ファンドの主要投資対象であるＳＧＡ債とは、本約款において以下の概要に基づくものと定義します。

形態：ユーロ・ミディアム・ターム・ノート（ユーロ円建利付社債）

発行日：2006年3月30日

償還日：2013年3月14日

利払日：年2回（原則、3月と9月の各14日）

参照為替レート：期中評価日の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート

（ロイターページJPNUミッドレート参照）

早期償還条件水準：当初為替 ＋ 5円

判定水準：当初為替 － 27 円

計算日：2013年2月26日

計算日為替：計算日の東京時間午後3時における米ドル/円為替レート

（ロイターページ JPNUミッドレート参照）

期中評価日

2006年8月28日*	2007年2月26日	2007年8月28日	2008年2月27日	2008年8月28日	2009年2月26日	2009年8月28日
2010年2月26日	2010年8月27日	2011年2月25日	2011年8月26日	2012年2月27日	2012年8月28日	2013年2月26日*

* を付した日は、早期償還の判定は行われず、判定水準以下の円高となったかどうかの判定のみが行われます。

満期償還：以下の条件に従って償還されます。

- (1) 早期償還されなかった場合で、いずれの期中評価日においても、参照為替レートが一度も判定水準以下（「当初為替－27円」と同水準またはそれより円高）をつけなかった場合
1 券面額×100%
- (2) 早期償還されなかった場合で、いずれかの期中評価日において、参照為替レートが一度でも判定水準以下（「当初為替－27円」と同水準またはそれより円高）をつけた場合
1 券面額×100%×計算日為替÷当初為替

早期償還条項：期中評価日（但し、第1回目と最終の評価日は除く）の参照為替レートが早期償還条件水準以上（「当初為替＋5円」と同水準またはそれより円安）になった場合は以下の条件に従って、早期償還されます。

1 券面額×100%

（２）【ファンドの沿革】

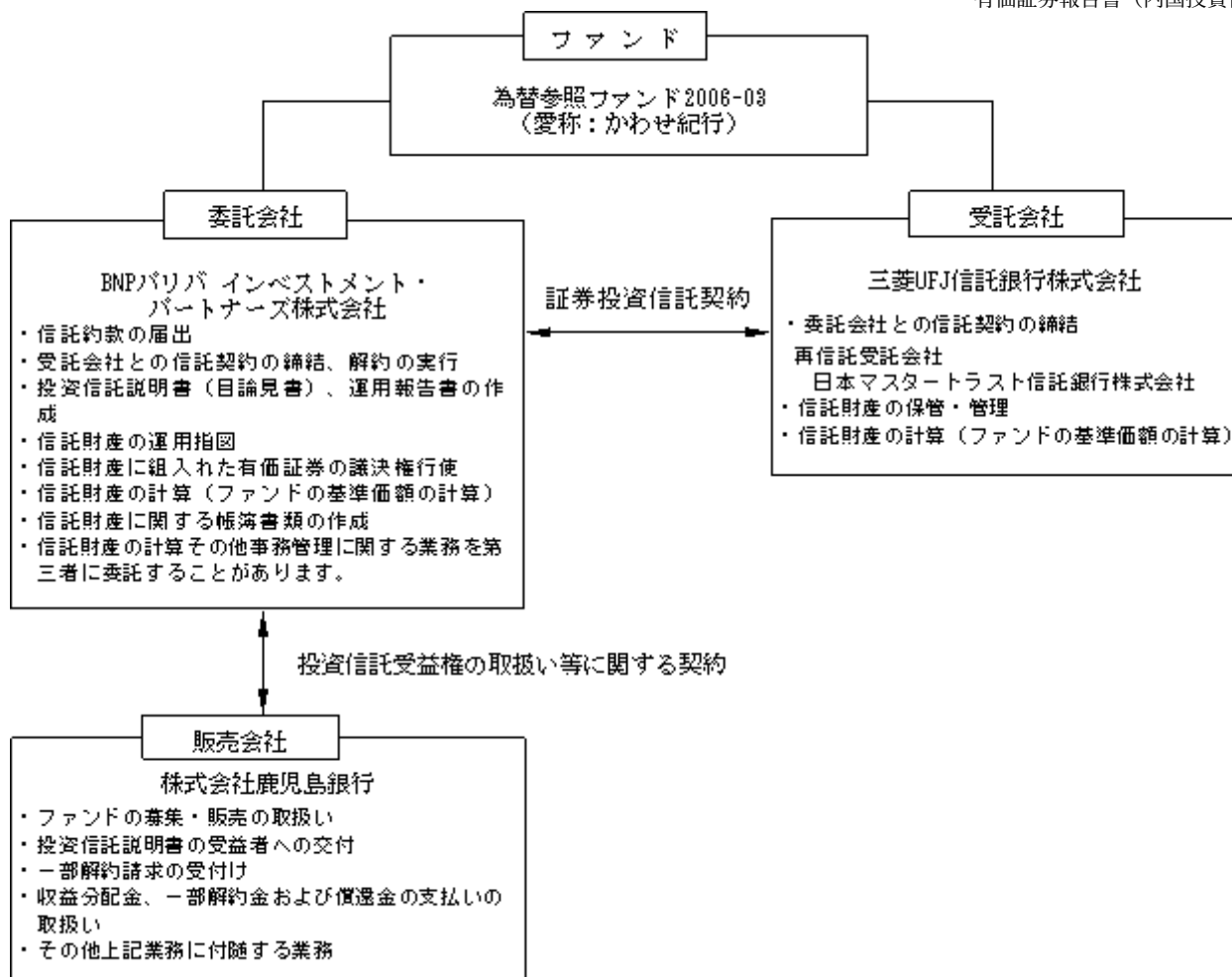
平成18年1月20日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成18年3月20日 ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始

平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセット
マネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

（３）【ファンドの仕組み】

A ファンドの関係法人



① ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》 株式会社鹿児島銀行	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。

② 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

<証券投資信託契約>

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

<投資信託受益権の取扱い等に関する契約>

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

B 委託会社等の概況（平成24年4月末現在）

資本金の額 4億5,000万円

沿革 平成10年11月9日 会社設立
 平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得
 平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録
 平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得
 平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
 平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
 平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株 主 名	住 所	所 有 株 数	所 有 比 率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ75009 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは原則として、ソシエテ ジェネラル（SG）のグループ会社であるSGA ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N.V. が発行する社債、「SGA 債」を主要投資対象とし、組入比率を高位に保ちます。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）
- ハ. 金銭債権（イ、ニに掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
- ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）

2.次に掲げる特定資産以外資産

- イ. 為替手形
- ロ. 抵当証券
- ハ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

②投資対象とする有価証券

主として「SGA債」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) 株券または新株引受権証券
- (b) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (c) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
- (d) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

③投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託会社は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（３）【運用体制】

①運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

- ・運用部門（７名）
マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- ・トレーディング部門（２名）
運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。
- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（７名）
原則として月１回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。
- ・内部管理委員会（８名）
原則として月１回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（６名）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

②意思決定プロセス

- A 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- B 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
- C ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- D 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

※上記は平成24年４月末現在の内容であり、運用体制は委託会社の組織変更により今後変更される場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成24年4月末日現在）**BNPパリバグループ**

BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80ヶ国に約200,000人の従業員を擁し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要事業分野それぞれにおいてキープレーヤーとしての地位を占めています。欧州ではフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクがリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。地中海沿岸全域および東欧において総合的なリテール銀行業務を展開するとともに、米国西海岸にも広範な拠点網を有します。欧州でトップグループの地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、米国、アジアにおいても着実に拡大を続けています。

日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。

800人を超える各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

（４）【分配方針】

信託財産から生じる利益（以下、収益といいます。）は、原則として決算日ごとに以下の方針に基づき分配されます。

①収益分配方針

各計算期間末における収益の分配は、次の方法により行います。

（ａ）分配金額は、委託会社が、設定当初に定める目標分配額を参考に、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

（ｂ）留保金の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ａ）配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費・信託報酬これらに係る消費税等を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ｂ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費・信託報酬これらに係る消費税等を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

③収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

（５）【投資制限】

① SGA債以外への投資は、信託約款第17条の範囲で行います。

② 外貨建資産（外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券およびユーロ円建ての有価証券を除きます。）への直接投資は行いません。

③ 同一銘柄の債券へ純資産額の50%を超えて投資することができます。

④ 資金の借入れについては、信託約款第29条の範囲で行います。

3 【投資リスク】

当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり途中解約時の元金が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは次の通りです。

①為替変動リスク

ファンドが主要投資対象とするSGA債は、米ドル／円為替レートの変動により価額が変動します。受益者の皆様が受け取る償還金額は、米ドル／円為替レートの変動によって変動する他、中途換金時の解約代金も米ドル／円為替レートの変動の影響を受け損失を被ることがあります。

②金利変動リスク

ファンドが主要投資対象とするSGA債は、金利の変動によって債券価格が変動します。したがって、ファンドの基準価額は金利変動による影響を受け損失を被ることがあります。

③信用リスク

ファンドはSGA債に投資することから、SGA債の発行会社であるエスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌブイの倒産リスクの影響を受けますが、ソシエテ ジェネラル（SG）がSGA債の債務履行を保証しているため、ファンドはSGの信用リスクの影響も受けます。SGの経営不振もしくは債務不履行が生じた場合には、当該債券が大きく下落することがあります。このような場合にはファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④銘柄集中リスク

ファンドは、原則としてSGA債を主要投資対象とし、原則として組み入れたSGA債は償還されるまで保有することから、複数銘柄に分散された投資信託に比べ、SGA債の価格がファンドの基準価額におよぼす影響が強くなります。

⑤流動性リスク

ファンドは、SGA債に投資し、当該債券が償還されるまで保有することを原則としますが、当該債券を一部売却するには特定の販売会社が買い取る形式を取ることによって流動性の確保を図っております。よって特定の販売会社が債務不履行等の事由により当該債券の買取りを行えなくなった場合等には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<当ファンドの留意点>

①為替レートの計測・公表等に関する留意点

期中評価日に何らかの理由により指標とする米ドル／円為替レート（東京時間午後3時における米ドル／円為替レート（ロイターページ JPNUミッドレート参照））の計測・公表ができなくなった場合、また当該米ドル／円為替レートに重大な修正が行われた場合、または公表された当該米ドル／円為替レートの水準がその後訂正された場合等には、当初為替レート、期中評価日を変更することや、委託会社または組み入れたSGA債の発行会社が適切と判断する数値を用いて当該米ドル／円為替レートとすることがあります。また、期中評価日に関する日程は、当初有価証券届出書提出日において知り得る暦によるものであり、休日等に変更・追加があった場合等には、当該日程が変更になる場合があります。

②換金に関する留意点

・当ファンドは、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等により、委託会社の判断でファンド換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受付した換金のお申込みを取消す場合があります。

・当ファンドの一部解約時の価額は、早期償還時における償還目標額のように投資した元本確保をする設計を行っておらず、市場の動向により換金価額は、ファンドの目標償還価額や投資元本を下回ることがあります。

③分配金及び償還価額に係る留意点

・当ファンドが目標とする分配金及び償還額等は、主要投資対象であるSGA債の購入価格、利払い、償還条件等が当初予定通りに行われた場合のものであり、実際の分配金及び償還額等を保証するものではありません。SGA債の発行会社の信用度、債務不履行により分配金がお支払い出来ない場合があります。また当ファンドの運営や主要投資対象のSGA債の取引コスト、税制変更等で予想外の費用等が発生した場合には、ファンドの目標とする分配金及び償還額等が確保されない可能性があります。

・委託会社の判断でやむを得ない事情等により信託期間の途中で投資信託契約を解約し、繰上償還させる場合があります。その際の償還価額は、ファンドの目標償還価額や投資元本を下回ることがあります。

<その他の留意事項>

◆解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの

基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

◆システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

<投資信託についての一般的な留意事項>

- ◆市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ◆投資信託は預金または金融債ではありません。
- ◆投資信託は保険契約ではありません。
- ◆投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ◆投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
- ◆投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）
- ◆投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のご投資家様が負うことになります。
- ◆証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

<法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点>

- ◆当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

<投資リスクに対する管理体制>

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門においてモニタリングを行います。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス、パーマネントコントロール及びリスク統括部門に属しております。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメントコンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

①パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	CEO、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

②内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、COO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限／責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

※上記の内容は、平成24年4月末現在のものであり、ファンドの投資リスクに対する管理体制は委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込み手数料は、基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）としました。

（２）【換金（解約）手数料】**①換金（解約）手数料**

ありません。

②信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託期間を通じて、信託財産の残存元本総額に対し年10,000分の55の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分は、委託会社が年率0.20%、販売会社が年率0.30%、受託会社が年率0.05%になります。信託報酬にはそれぞれ消費税等相当額が加算されます。

信託報酬の支払いは、毎計算期末ならびに信託の終了のときに、信託財産中から支弁します。また、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）、法定書類費用など信託設定に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

②委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

③前項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、約款第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の残存元本総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

※上記費用につきましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求の都度、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。従って予めその金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額、上限額、計算方法等は保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあつたりすることから、予め具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成24年4月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせ下さい。

なお、今後税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税**収益分配金について**

収益分配金に対する源泉徴収税率は原則、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の

25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで
10% (所得税7%、地方税3%)	10.147% (所得税7.147%、地方税3%)	20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

- ◆ 当ファンドが支払う収益分配金は、全額課税対象です。
- ※ 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。
- ※ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）の申告分離課税が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで
10% (所得税7%、地方税3%)	10.147% (所得税7.147%、地方税3%)	20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

- ※ 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）と損益通算を行うことができます。
- ※ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで
7%（所得税）	7.147%（所得税）	15.315%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の元本超過額に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで
7%（所得税）	7.147%（所得税）	15.315%（所得税）

- ◆ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。
- ◆ 受取配当等益金不算入制度の適用はありません。

※ 詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成24年4月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	オランダ	70,487,406	99.47
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		378,852	0.53
合計（純資産総額）		70,866,258	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(評価額上位銘柄)

平成24年4月末現在

国/地域	種類	銘柄名	額面 (千円)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 価金額 (円)	投資比率 (%)
オランダ	社債券	S G A 債 2013/03/14	107,140	99.90 107,032,860	65.79 70,487,406	99.47

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(種類別の投資比率)

平成24年4月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
社債券	外国	99.47

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成23年４月末から平成24年４月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期	（平成18年９月20日）	119	122	9,557	9,857
第２期	（平成19年３月20日）	112	116	9,011	9,311
第３期	（平成19年９月20日）	105	106	8,657	8,732
第４期	（平成20年３月21日）	95	96	7,885	7,960
第５期	（平成20年９月22日）	99	100	8,322	8,372
第６期	（平成21年３月23日）	90	91	7,636	7,686
第７期	（平成21年９月24日）	85	85	7,215	7,240
第８期	（平成22年３月23日）	82	83	7,350	7,375
第９期	（平成22年９月21日）	77	77	6,938	6,963
第10期	（平成23年３月22日）	71	71	6,582	6,607
第11期	（平成23年９月20日）	66	66	6,171	6,196
第12期	（平成24年３月21日）	72	72	6,740	6,765
	平成23年４月末日	71	—	6,627	—
	平成23年５月末日	71	—	6,605	—
	平成23年６月末日	70	—	6,617	—
	平成23年７月末日	68	—	6,367	—
	平成23年８月末日	66	—	6,224	—
	平成23年９月末日	65	—	6,148	—
	平成23年10月末日	65	—	6,086	—
	平成23年11月末日	66	—	6,197	—
	平成23年12月末日	65	—	6,139	—
	平成24年１月末日	64	—	5,985	—
	平成24年２月末日	69	—	6,443	—
	平成24年３月末日	71	—	6,670	—
	平成24年４月末日	70	—	6,614	—

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第１期計算期末	300
第２期計算期末	300
第３期計算期末	75
第４期計算期末	75
第５期計算期末	50
第６期計算期末	50
第７期計算期末	25
第８期計算期末	25
第９期計算期末	25
第10期計算期末	25
第11期計算期末	25
第12期計算期末	25

③【収益率の推移】

		収益率（％）
第1期	（平成18年9月20日）	△1.4
第2期	（平成19年3月20日）	△2.6
第3期	（平成19年9月20日）	△3.1
第4期	（平成20年3月21日）	△8.1
第5期	（平成20年9月22日）	6.2
第6期	（平成21年3月23日）	△7.6
第7期	（平成21年9月24日）	△5.2
第8期	（平成22年3月23日）	2.2
第9期	（平成22年9月21日）	△5.3
第10期	（平成23年3月22日）	△4.8
第11期	（平成23年9月20日）	△5.9
第12期	（平成24年3月21日）	9.6

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成18年3月20日)から第12期末(平成24年3月21日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	124,740,000	—
第2期	—	—
第3期	—	3,000,000
第4期	—	1,000,000
第5期	—	1,000,000
第6期	—	1,000,000
第7期	—	—
第8期	—	6,000,000
第9期	—	1,000,000
第10期	—	3,600,000
第11期	—	1,000,000
第12期	—	—

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- A 販売会社は、募集期間中（平成18年2月6日から平成18年3月17日まで）の販売会社の各営業日において、有価証券届出書「第一部証券情報」に記載された内容に従って受益権の募集の取扱いを行いました。取得申込は、委託会社が指定する申込取扱場所において、販売会社が指定する申込単位、及び申込方法によって行われました。
- B 受益権の価額は、1万口あたり1万円とし、受益権の申込単位は10万口以上1万口単位としました。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位、もしくは委託会社の指定する販売会社が個別に定める口数または申込単位をもって原則毎月10日に、一部解約の実行を請求することができます。ただし、平成19年3月11日以前および平成25年2月11日以後は一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。また、一部解約の実行を請求する日が、日本の休業日、ニューヨークの銀行休業日の場合は、翌営業日に受付を行います。
- ②受益者が、上記①項の一部解約の実行の請求をするときは、委託会社または委託会社の指定する販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- ③委託会社は、上記①項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の請求の受付日の属する月の20日（日本の休業日、ニューヨークの銀行休業日の場合は翌営業日）の基準価額とします。
- ⑤委託会社は、S G A債の時価評価ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で一部解約の実行を中止することができます。これにより一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の月の10日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記④項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑥いずれかの解約日において、すべての解約の請求が合計で、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で、全部もしくは一部の解約を中止することができます。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成18年3月20日から平成25年3月21日までです。

(4) 【計算期間】

- ①当ファンドの計算期間は、毎年3月21日から9月20日および9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成18年3月20日から平成18年9月20日までとします。
- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】**A 償還金**

償還金は、信託終了日から後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益権と引き換えに販売会社でお支払いします。償還金の価額は、S G A 債の償還価額の条件を参照して平成18年3月21日に計算される基準価額とします。償還金手取額は、平成18年3月21日の基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税（基準価額が元本額を上回った場合その超過額の20%）を差し引いた金額となります。

B 信託約款の変更

- ①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ②委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、上記①項の信託約款の変更をしません。
- ⑤委託会社は、当ファンドの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、①項から⑤項の規定にしたがいます。

C 販売会社との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社及び販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

D 運用報告書の作成

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の定めるところにより、每期決算後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申出をうけた受益者の住所に販売会社より運用報告書の送付を行います。

E 信託の終了

- ①委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
 2. やむを得ない事情が発生したとき
 3. 信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
- ②委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を、当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドにかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、上記①項の信託契約の解約をしません。
- ⑤委託会社は、当ファンドの解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥上記③項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ⑦委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
1. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 2. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき
 3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき
- ⑧委託会社は、前項により信託契約を解約するときは、上記②項の規定にしたがいます。ただし、前項第1号および第2号により解約するときは、上記②項ただし書きの適用はないものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

②受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

③受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

⑤受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第12期計算期間（平成23年9月21日から平成24年3月21日まで）の財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【為替参照ファンド2006-03】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成23年 9 月20日現在)	第12期 (平成24年 3 月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	846,844	849,927
社債券	65,826,816	71,901,654
未収利息	19,021	22,191
その他未収収益	—	14,650
流動資産合計	66,692,681	72,788,422
資産合計	66,692,681	72,788,422
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	267,850	267,850
未払受託者報酬	27,978	28,152
未払委託者報酬	279,657	281,152
流動負債合計	575,485	577,154
負債合計	575,485	577,154
純資産の部		
元本等		
元本	※1 107,140,000	※1 107,140,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △41,022,804	※2 △34,928,732
元本等合計	66,117,196	72,211,268
純資産合計	66,117,196	72,211,268
負債純資産合計	66,692,681	72,788,422

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期 自 平成23年 3 月23日 至 平成23年 9 月20日	第12期 自 平成23年 9 月21日 至 平成24年 3 月21日
営業収益		
受取利息	574,994	581,738
有価証券売買等損益	△4,415,268	6,074,838
その他収益	14,786	14,650
営業収益合計	△3,825,488	6,671,226
営業費用		
受託者報酬	28,106	28,152
委託者報酬	280,947	281,152
営業費用合計	309,053	309,304
営業利益又は営業損失（△）	△4,134,541	6,361,922
経常利益又は経常損失（△）	△4,134,541	6,361,922
当期純利益又は当期純損失（△）	△4,134,541	6,361,922
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△36,961,913	△41,022,804
剰余金増加額又は欠損金減少額	341,500	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	341,500	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	※1 267,850	※1 267,850
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△41,022,804	△34,928,732

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成24年3月20日が休日のため、当計算期間末日を平成24年3月21日としております。

(追加情報)

当期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 (平成23年9月20日現在)	第12期 (平成24年3月21日現在)
※1 信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率 設定年月日 平成18年3月20日 設定元本額 124,740,000円 期首元本額 108,140,000円 元本残存率 85.89%	※1 信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率 設定年月日 平成18年3月20日 設定元本額 124,740,000円 期首元本額 107,140,000円 元本残存率 85.89%
※2 計算期間末における受益権の総数 107,140,000口	※2 計算期間末における受益権の総数 107,140,000口
※3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、41,022,804円であります。	※3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、34,928,732円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期

自 平成23年 3 月23日

至 平成23年 9 月20日

※1 分配金の計算過程

(自 平成23年 3 月23日 至 平成23年 9 月20日)

平成23年 9 月20日における費用控除後の利息等収益494,224円（1万口当たり46.12円）のうち、267,850円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

当ファンドの利息等収益	A	805,583 円
経費	B	309,053 円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	496,530 円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	107,140,000 口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	107,640,000 口
分配可能額	F (C×D/E)	494,224 円
1万口当たり分配可能額	G (F/D)×10,000	46.12 円
1万口当たり分配額	H	25 円
収益分配金額	I (H×D)/10,000	267,850 円

第12期

自 平成23年 9 月21日

至 平成24年 3 月21日

※1 分配金の計算過程

(自 平成23年 9 月21日 至 平成24年 3 月21日)

平成24年 3 月21日における費用控除後の利息等収益287,084円（1万口当たり26円）のうち、267,850円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

当ファンドの利息等収益	A	596,388 円
経費	B	309,304 円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	287,084 円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	107,140,000 口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	107,140,000 口
分配可能額	F (C×D/E)	287,084 円
1万口当たり分配可能額	G (F/D)×10,000	26 円
1万口当たり分配額	H	25 円
収益分配金額	I (H×D)/10,000	267,850 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（社債券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、倒産リスク、金利変動リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として保有債券の価格動向や発行者の信用リスク等のモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

	第11期 (平成23年9月20日現在)	第12期 (平成24年3月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 _____ (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 _____ (3) 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

第11期（平成23年9月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	△4,414,168
合計	△4,414,168

第12期（平成24年3月21日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	6,074,838
合計	6,074,838

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第11期 （平成23年9月20日現在）			第12期 （平成24年3月21日現在）		
1口当たり純資産額	0.6171	円	1口当たり純資産額	0.6740	円
（1万口当たり純資産額	6,171	円）	（1万口当たり純資産額	6,740	円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	SGA債 2013/03/14	107,140,000	71,901,654	
社債券 小計		107,140,000	71,901,654	
合計		107,140,000	71,901,654	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】 平成24年4月27日**

I 資産総額	70,928,973	円
II 負債総額	62,715	円
III 純資産総額（I－II）	70,866,258	円
IV 発行済数量	107,140,000	口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6614	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

a. 名義書換

該当事項はありません。

b. 受益者等名簿

作成しません。

c. 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

d. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益権の譲渡制限は設けておりません。

e. 受益者集会等

該当するものは存在しません。

f. 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

g. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

h. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

i. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

A 資本金の額（平成24年4月末現在）

資本金 4億5,000万円
発行株式総数 50,000株
発行済株式総数 9,000株
株式 記名式・額面100,000円
（最近5年間における資本金の額の増減）
平成21年6月30日に4億5,000万円の増資
平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

B 委託会社等の機構（平成24年4月末現在）

- （1）3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

（2）運用の意思決定プロセス

- ①運用部門が独自に行う調査およびBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。
- ②運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- ③運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。
- ④運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成24年4月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	59	1,804
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	27	567
単位型公社債投資信託	24	532
合計	110	2,904

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第13期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。また、第14期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第12期 (平成22年3月31日現在)		第13期 (平成23年3月31日現在)	
資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
流動資産		千円	千円	千円	千円
預金	＊ 2		650,883		1,097,456
前払費用			21,476		40,611
未収委託者報酬			630,040		1,068,576
未収運用受託報酬			79,709		269,440
未収投資助言報酬			68,017		66,031
未収収益			16,185		1,011,320
未収入金			8,019		9,158
立替金			—		16,666
未収消費税等			—		2,550
貸倒引当金				—	
流動資産計			1,474,334		3,562,858
固定資産					
有形固定資産			96,126		121,782
建物	＊ 1	93,220		118,534	
器具備品	＊ 1	2,905		3,248	
無形固定資産			2,288		257,758
ソフトウェア		1,163		2,752	
のれん		—		252,714	
その他		1,124		2,291	
投資その他の資産			157,154		379,872
長期差入保証金		151,154		372,871	
その他		6,000		7,000	
固定資産計			255,568		759,412
資産合計			1,729,903		4,322,270

期別		第12期 (平成22年3月31日現在)		第13期 (平成23年3月31日現在)		
負債の部						
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額	
		千円	千円	千円	千円	
流動負債	※ 2					
預り金			78,131		179,435	
未払金			544,232		1,021,798	
未払手数料		313,366		675,141		
未払委託調査費		196,124		313,612		
その他未払金		34,742		33,045		
未払費用			57,143		723,575	
未払法人税等			3,895		15,855	
賞与引当金			41,815		90,353	
役員賞与引当金			5,179		11,222	
関係会社借入金			—		300,000	
流動負債計				730,397		2,342,235
固定負債						
退職給付引当金				347,596		482,224
役員退職慰労引当金				10,050		—
預り敷金保証金			—		223,121	
固定負債計			357,646		705,345	
負債合計			1,088,043		3,047,579	
純資産の部						
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額	
		千円	千円	千円	千円	
株主資本						
資本金			450,000		450,000	
資本剰余金			457,777		1,915,644	
資本準備金		7,777		7,777		
その他資本剰余金		450,000		1,907,867		
利益剰余金			△265,918		△1,090,952	
利益準備金		75,500		75,500		
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		△341,418		△1,166,452		
株主資本合計			641,859		1,274,691	
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金			—		0	
評価・換算差額等合計			—		0	
純資産合計			641,859		1,274,691	
負債・純資産合計			1,729,903		4,322,270	

(2) 【損益計算書】

期別		第12期 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,287,627		3,804,714
運用受託報酬			228,150		644,089
投資助言報酬			214,404		164,216
その他営業収益			63,660		1,172,399
営業収益計			2,793,843		5,785,419
営業費用					
支払手数料			1,058,102		2,057,927
広告宣伝費			7,306		26,297
調査研究費			51,923		89,765
委託調査費			513,358		719,478
委託計算費			97,072		348,430
営業雑経費			53,136		88,685
印刷費		49,900		83,216	
協会費		3,235		5,468	
営業費用計			1,780,901		3,330,584
一般管理費					
給料			825,549		1,363,746
役員報酬		72,320		116,319	
給料・手当		605,972		1,109,432	
賞与		147,256		137,995	
業務委託費			105,244		279,364
交際費			549		3,077
旅費交通費			16,160		51,306
事業税			5,135		15,767
租税公課			8,132		11,443
不動産賃借料			211,357		225,073
賞与引当金繰入額			41,815		76,142
役員賞与引当金繰入額			5,179		11,222
退職金			—		19,929
退職給付費用			55,464		103,207
役員退職慰労金			3,594		4,203
役員退職慰労引当金繰入額			10,050		—
固定資産減価償却費			10,613		13,021
のれん償却費			—		78,428
諸経費			70,134		217,815
一般管理費計			1,368,979		2,473,750
営業利益又は営業損失 (△)			△356,037		△ 18,915

期別		第12期 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日		第13期 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益	※ 1				
受取利息		562		222	
受取違約金		13,026		—	
為替差益		—		51,460	
雑益		2,189		12,174	
営業外収益計			15,778		63,858
営業外費用	※ 1				
支払利息		—		1,490	
雑損失		208		3,968	
営業外費用計			208		5,458
経常利益又は経常損失 （△）			△340,468		39,484
特別損失					
固定資産除却損			—		397
過年度賞与引当金繰入不足額			—		14,211
特別損失計			—		14,609
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失（△）			△340,468		24,875
法人税、住民税及び事業税		950		3,982	
法人税等調整額		—	950	353,209	357,191
当期純利益又は当期純損失 （△）			△341,418		△332,316

(3) 【株主資本等変動計算書】

第12期
自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	450,000
	新株の発行	
	その他資本剰余金へ振替	△450,000
	当期変動額合計	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	315,000
	新株の発行	
	その他利益剰余金へ振替	△344,223
	当期変動額合計	△29,223
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	△200
	その他利益剰余金へ振替	
	資本金から振替	450,000
	当期変動額合計	449,800
	当期末残高	450,000
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	420,577
	当期末残高	457,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	△344,423
	当期変動額	—
	剰余金の配当	
	資本剰余金から振替	344,423
	当期純損失	△341,418
	当期変動額合計	3,005
	当期末残高	△341,418
利益剰余金合計	前期末残高	△268,923
	当期変動額	3,005
	当期末残高	△265,918
株主資本合計	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859
純資産合計	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859

第13期

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	7,777
	当期変動額	—
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	450,000
	当期変動額	企業結合による増加 1,457,867
	当期変動額合計	1,457,867
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	前期末残高	457,777
	当期変動額	1,457,867
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	△341,418
	当期変動額	企業結合による増加 △492,718
		当期純損失 △332,316
		当期変動額合計 △825,034
	当期末残高	△1,166,452
利益剰余金合計	前期末残高	△265,918
	当期変動額	△825,034
	当期末残高	△1,090,952
株主資本合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	—
	当期変動額	0
	当期末残高	0
純資産合計	前期末残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691

重要な会計方針

期別 項目	第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの — 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用 しております。	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法（時価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定）を採用してお ります。 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しておりま す。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用） については、社内における見込み 利用可能期間（5年）による定額 法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 なお、ソフトウェア（自社利用） については、社内における見込み 利用可能期間（5年）による定額 法を採用しております。 また、のれんについては5年間の 期間均等償却によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるた め、支給見込み額のうち当事業年 度に負担すべき額を計上しており ます。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、 支給見込み額のうち当事業年度に 負担すべき額を計上しておりま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左

項目	期別 第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 5. その他財務諸表作成のための重要な事項	(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 — 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
—	（企業結合に関する会計基準等の適用） 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。 （資産除去債務に関する会計基準） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日）を適用しております。これに伴う営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第12期 (平成22年3月31日現在)	第13期 (平成23年3月31日現在)														
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 <table> <tr> <td>建物</td><td>21,080千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>8,009千円</td></tr> </table> ＊2 関係会社項目 <table> <tr> <td>預金</td><td>449,400千円</td></tr> </table>	建物	21,080千円	器具備品	8,009千円	預金	449,400千円	＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 <table> <tr> <td>建物</td><td>31,845千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>8,567千円</td></tr> </table> ＊2 関係会社項目 <table> <tr> <td>預金</td><td>1,073,099千円</td></tr> <tr> <td>関係会社借入金</td><td>300,000千円</td></tr> </table>	建物	31,845千円	器具備品	8,567千円	預金	1,073,099千円	関係会社借入金	300,000千円
建物	21,080千円														
器具備品	8,009千円														
預金	449,400千円														
建物	31,845千円														
器具備品	8,567千円														
預金	1,073,099千円														
関係会社借入金	300,000千円														

（損益計算書関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日				
＊1 関係会社取引項目 <table> <tr> <td>受取利息</td><td>470千円</td></tr> </table>	受取利息	470千円	＊1 関係会社取引項目 <table> <tr> <td>支払利息</td><td>1,490千円</td></tr> </table>	支払利息	1,490千円
受取利息	470千円				
支払利息	1,490千円				

（株主資本等変動計算書関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	4,500	—	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

有価証券報告書（内部資料）

第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	—	—	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

(リース取引関係)

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日												
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>139,855千円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>221,437千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>361,292千円</td></tr> </table>	1 年内	139,855千円	1 年超	221,437千円	合 計	361,292千円	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>259,940千円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>302,501千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>562,442千円</td></tr> </table>	1 年内	259,940千円	1 年超	302,501千円	合 計	562,442千円
1 年内	139,855千円												
1 年超	221,437千円												
合 計	361,292千円												
1 年内	259,940千円												
1 年超	302,501千円												
合 計	562,442千円												

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第12期
自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期
(平成22年3月31日現在)

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	—
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	—
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	—
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	—
負債計	509,490	509,490	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	650,883	—	—	—
未収委託者報酬	630,040	—	—	—
長期差入保証金	—	151,154	—	—

追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

第13期
自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

関係会社借入金、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第13期
(平成23年3月31日現在)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	—
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	—
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金（※1）	△ 18,954		
	250,486	250,486	—
未収投資助言報酬	66,031	66,031	—
未収収益	1,011,320	1,011,320	—
未収入金	9,158	9,158	—
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	—
未払委託調査費	313,612	313,612	—
その他未払金	33,045	33,045	—
未払費用	723,575	723,575	—
関係会社借入金	300,000	300,000	—
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

（※1）未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,097,456	—	—	—
未収委託者報酬	1,068,576	—	—	—
未収運用受託報酬	269,440	—	—	—
未収投資助言報酬	66,031	—	—	—
未収収益	1,011,320	—	—	—
未収入金	9,158	—	—	—
長期差入保証金	140,234	232,637	—	—

（有価証券関係）

第12期 (平成22年3月31日現在)	第13期 (平成23年3月31日現在)
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>347,596千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>347,596千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>55,464千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	347,596千円	(2) 退職給付引当金	347,596千円	勤務費用	55,464千円	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>482,224千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>482,224千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>103,207千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	482,224千円	(2) 退職給付引当金	482,224千円	勤務費用	103,207千円
(1) 退職給付債務	347,596千円												
(2) 退職給付引当金	347,596千円												
勤務費用	55,464千円												
(1) 退職給付債務	482,224千円												
(2) 退職給付引当金	482,224千円												
勤務費用	103,207千円												

(税効果会計関係)

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 退職給付引当金超過額 141,437 賞与引当金 19,121 役員退職慰労引当金超過額 4,089 未払費用 4,014 その他 3,963 繰越欠損金 206,460 繰延税金資産小計 379,084 評価性引当金 △ 379,084 繰延税金資産合計 — 繰延税金負債 — 繰延税金資産の純額 — 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 退職給付引当金超過額 196,217 賞与引当金 58,973 未払費用 258,982 税務上の営業権計上額 608,298 その他 9,332 繰越欠損金 1,691,188 繰延税金資産小計 2,822,993 評価性引当金 △ 2,822,993 繰延税金資産合計 — 繰延税金負債 — 繰延税金資産の純額 — 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。

(企業結合等関係)

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
該当ありません。	(吸収合併) ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で合併契約を締結し、平成22年5月12日に開催した取締役会の承認をもって、平成22年7月1日に合併いたしました。 (1) 企業結合の概要 1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 2) 企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 3) 企業結合後の名称 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併後の新商号：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
	4) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

（資産除去債務関係）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
—	当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。

（セグメント情報等）

第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419
2. 地域ごとの情報				
(1) 営業収益 (単位：千円)				
日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
4,458,536	731,661	277,934	317,288	5,785,419
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先 所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるた め、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)				
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ ブラジル株式オープン	1,056,553		なし	
BNPパリバ・インベストメント・ パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661		なし	
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者関係）

1. 関連当事者との取引

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	—	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル	Comissao de Valores Mobiliarios	2,369百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	331,610	未払委託調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する情報

（1）親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

第13期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	—	預金	1,073,099
							資金の借入（注1）	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n. 510, 14th floor, São Paulo. SP. Brazil. CEP n.º 04543-906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de Gasperich L-5826 Howald-Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注3）	15,641	未収運用受託報酬	2,642
							その他営業収益の受入（注3）	716,020	未収収益	654,158
							業務委託費の支払（注3）	573	未払費用	573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注3）	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

（注3）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産	71,317円	1株当たり純資産	141,632円
1株当たり当期純損失	43,272円	1株当たり当期純損失	36,924円
損益計算書上の当期純損失	341,418千円	損益計算書上の当期純損失	332,316千円
1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	341,418千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る当期 純損失	332,316千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数・普通株式	7,890株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載してお りません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額 については、新株引受権付社債及び転換社債型新 株引受権付社債を発行していないため記載してお りません。	

（重要な後発事象）

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日												
（吸収合併） ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で吸収合併契約を締結しております。 （1）企業結合の概要 1）結合当事企業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要 <table data-bbox="316 1444 756 1697"> <tr> <td>営業収益</td><td>3,618,439千円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>96,515千円</td></tr> <tr> <td>総資産額</td><td>3,661,567千円</td></tr> <tr> <td>総負債額</td><td>1,838,461千円</td></tr> <tr> <td>純資産額</td><td>1,823,106千円</td></tr> <tr> <td>従業員数</td><td>59名</td></tr> </table> 2）企業結合日 合併効力発生日については、平成22年7月1日を予定しております。 3）企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併	営業収益	3,618,439千円	当期純損失	96,515千円	総資産額	3,661,567千円	総負債額	1,838,461千円	純資産額	1,823,106千円	従業員数	59名	該当ありません。
営業収益	3,618,439千円												
当期純損失	96,515千円												
総資産額	3,661,567千円												
総負債額	1,838,461千円												
純資産額	1,823,106千円												
従業員数	59名												

第12期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第13期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
4) 企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 5) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。	

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第14期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)		
資産の部				
科目	注記 番号	内訳	金額	
流動資産	※ 1		千円	
預金			984,014	
前払費用			31,700	
未収委託者報酬			747,856	
未収運用受託報酬			263,979	
未収投資助言報酬			137,696	
未収収益			716,566	
未収入金			143,072	
立替金			2,039	
流動資産計			3,026,926	
固定資産				
有形固定資産				
建物				143,238
器具備品				3,063
有形固定資産計				146,302
無形固定資産				
ソフトウェア				2,509
のれん				200,428
無形固定資産計				202,938
投資その他の資産				
長期差入保証金			232,505	
その他			7,001	
投資その他の資産計			239,506	
固定資産計			588,747	
資産合計			3,615,673	

期別		第14期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)		
負債の部				
科目	注記 番号	内訳	金額	
流動負債	＊ 2		千円	
預り金			44,543	
未払手数料			439,153	
未払委託調査費			253,319	
その他未払金			71,016	
未払費用			776,465	
未払法人税等			22,060	
未払消費税等			7,879	
賞与引当金			214,148	
役員賞与引当金			48,403	
流動負債計			1,876,989	
固定負債				
退職給付引当金				359,439
役員退職慰労引当金				142,483
預り敷金保証金				223,121
資産除去債務				51,771
固定負債計				776,815
負債合計				2,653,805
純資産の部				
科目	注記 番号	内訳	金額	
株主資本				
資本金			450,000	
資本剰余金				
資本準備金		7,777		
その他資本剰余金		1,907,867		
資本剰余金合計			1,915,644	
利益剰余金				
利益準備金		75,500		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△1,479,276		
利益剰余金合計			△1,403,776	
株主資本合計			961,868	
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				0
評価・換算差額等合計				0
純資産合計			961,868	
負債・純資産合計			3,615,673	

(2) 中間損益計算書

期別		第14期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額
営業収益			千円
委託者報酬			1,568,879
運用受託報酬			387,920
投資助言報酬			96,946
その他営業収益			623,344
営業収益計			2,677,090
営業費用			
支払手数料			823,751
広告宣伝費			6,132
調査研究費			35,379
委託調査費			310,221
委託計算費			108,693
営業雑経費			23,124
印刷費		20,290	
協会費		2,834	
営業費用計			1,307,302
一般管理費			
給料			600,586
役員報酬		39,416	
給料・手当		561,169	
業務委託費			390,721
交際費			452
旅費交通費			31,086
租税公課			13,003
不動産賃借料			131,826
賞与引当金繰入額			124,717
役員賞与引当金繰入額			43,041
退職金			22,090
退職給付費用			37,683
役員退職慰労引当金繰入額			1,450
固定資産減価償却費	* 1		5,884
のれん償却費			52,285
諸経費			160,829
一般管理費計			1,615,660
営業利益又は営業損失 (△)			△245,871
営業外収益			
受取利息			4
営業外収益計			4
営業外費用			
支払利息			162
為替差損			52,635
雑損失			5,060
営業外費用計			57,858
経常利益又は経常損失 (△)			△303,725
特別損失			
固定資産除却損			7,197
特別損失計			7,197
税引前中間純利益又は税引前中間 純損失 (△)			△310,923
法人税、住民税及び事業税			1,899
法人税等調整額			—
法人税等合計			1,899
中間純利益又は中間純損失 (△)			△312,823

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第14期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)			
株主資本			
資本金	当期首残高		450,000
	当中間期変動額		—
	当中間期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		7,777
	当中間期変動額		—
	当中間期末残高		7,777
その他資本剰余金	当期首残高		1,907,867
	当中間期変動額		—
	当中間期末残高		1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高		1,915,644
	当中間期変動額		—
	当中間期末残高		1,915,644
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		75,500
	当中間期変動額		—
	当中間期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△1,166,452
	当中間期変動額		
		中間純利益又は中間純損失（△）	△312,823
		当中間期変動額合計	△312,823
	当中間期末残高		△1,479,276
利益剰余金合計	当期首残高		△1,090,952
	当中間期変動額		△312,823
	当中間期末残高		△1,403,776
株主資本合計	当期首残高		1,274,691
	当中間期変動額		△312,823
	当中間期末残高		961,868
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高		0
	当中間期変動額		0
	当中間期末残高		0
純資産合計	当期首残高		1,274,691
	当中間期変動額		△312,823
	当中間期末残高		961,868

重要な会計方針

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支払に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第14期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物 5,207千円 器具備品 7,911千円
＊2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
＊1 減価償却実施額 有形固定資産 5,343千円 無形固定資産 477千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)
普通株式	9,000	—	—	9,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
1. ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	
2. オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料	
1 年内	201,667千円
1 年超	201,667千円
合 計	403,335千円

（金融商品関係）

第14期中間会計期間末
（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。（単位：千円）

科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	984,014	984,014	—
未収委託者報酬	747,856	747,856	—
未収運用受託報酬	263,979	263,979	—
未収投資助言報酬	137,696	137,696	—
未収収益	716,566	716,566	—
未収入金	143,072	143,072	—
長期差入保証金	232,505	229,961	△2,544
資産計	3,225,691	3,223,147	△2,544
未払手数料	439,153	439,153	—
未払委託調査費	253,319	253,319	—
その他未払金	71,016	71,016	—
未払費用	776,465	776,465	—
預り敷金保証金	223,121	220,577	△2,544
負債計	1,763,075	1,760,531	△2,544

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

（1）預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

（5）未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（6）その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の償還予定額

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内	1 0 年超
預 金	984,014	—	—	—
未収委託者報酬	747,856	—	—	—
未収運用受託報酬	263,979	—	—	—
未収投資助言報酬	137,696	—	—	—

未収収益	716,566	—	—	—
未収入金	143,072	—	—	—
長期差入保証金	—	232,505	—	—

（有価証券関係）

第14期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第14期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	一千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円
時の経過による調整額	63千円
当中間会計期間末残高	51,771千円

（セグメント情報等）

第14期中間会計期間
自 平成23年4月 1日
至 平成23年9月30日

(セグメント情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,568,879	484,866	623,344	2,677,090

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
1,954,223	318,856	225,396	178,615	2,677,090

(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	390,517	なし
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	318,856	なし

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第14期中間会計期間 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日	
●1株当たり純資産額	106,874円
●1株当たり中間純損失	34,758円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	312,823千円
普通株式に係る中間純損失	312,823千円
普通株主に帰属しない金額	—
期中平均株式数	普通株式 9,000
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

「受託会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成23年9月末現在

「再信託受託会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※平成23年9月末日現在

「販売会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
株式会社鹿児島銀行	18,130百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

※平成23年9月末現在

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

（2）販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

平成23年12月20日 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝 ⑨
業務執行社員指定社員 公認会計士 宮崎 哲 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている為替参照ファンド2006－03の平成23年9月21日から平成24年3月21日までの第12期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、為替参照ファンド2006－03の平成24年3月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月21日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。